

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県教育委員会

## 公表日

令和4年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公立高等学校(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報等を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等)</li><li>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出</li><li>③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)</li><li>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の地方税関係情報等の照会</li><li>⑤上記④で取得した保護者等の地方税関係情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</li><li>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</li><li>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の更新をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</li><li>⑧4～6月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</li></ol>
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、就学支援金補助システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー(中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットフォーム)、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条</p> <p>・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号、同法別表第二113の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条</p> <p>(保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報等を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁企画管理部財務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎9階 千葉県教育庁企画管理部財務課会計指導班 043-223-4093

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	様式	旧様式による	新様式による	事後	
令和4年4月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公立高等学校(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の地方税関係情報の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の地方税関係情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の更新をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4～6月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>	<p>公立高等学校(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の地方税関係情報等の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の地方税関係情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の更新をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4～6月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p>	事前	<p>令和4年度より以下の対応を行うことによる変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する</li> <li>・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする</li> </ul>
令和4年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号、同法別表第二113の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 (保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)</p>	<p>・番号法第19条第8号、同法別表第二113の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 (保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報等を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)</p>	事後	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更</p> <p>・令和4年度より、税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更</p>